

防火防災管理規定細則

社会福祉法人元気の里とかち

防火防災管理規定細則

(目的)

第一条 この規定は、「社会福祉法人元気の里とかち」が運営する事業所における防火管理について、消防法や社会福祉施設等の設置及び運営に関する基準、その他の関連法に基づき必要な事項を定めて、火災その他の災害による人的物的被害を軽減することを目的とする。

(規定の適用範囲)

第二条 この規定は、当法人および事業所に出入りするすべてのものに適用する。

(総括)

第三条 事業所の(管理者)は、事業所の災害予防に関する管理事務を総括するとともに職員を指揮監督してその万全を期さなければならない。

(防火管理組織)

第四条 防火予防の徹底を期するため防火管理者および火気取締責任者を置く。

- 2 防火管理者は、理事長が職員等から任命する。
- 3 火気取締責任者は、事業所の(管理者)が職員等から適当と認めるものを指名し任命する。

(防火管理者の権限及び業務)

第五条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成および変更
 - (2) 消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施
 - (3) 消防用水又は消防活動上に必要な設備点検及び整備
 - (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
 - (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
 - (6) 入所人員の管理
 - (7) 危険物の貯蔵に関する維持管理
 - (8) その他防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について消防署への報告、届出等を行うものとする。
- (1) 消防計画の提出（内容変更に伴う改正を含む）
 - (2) 建物及び所設備の設置又は変更（増改築、修繕、模様替え）の事前連絡及び法令に基づく諸手続
 - (3) 消防用設備の点検結果についての報告

- (4) 消防用設備等の点検及び建築物等の検査並びに教育訓練を行う場合の指導と要請
- (5) 自主防火訓練実施に際しての通知

(火気取締責任者の業務)

第六条 火気取締責任者は、防火管理者の指導のもとに責任区域内において次の業務を行うものとする。

- (1) 火気管理及び火気使用設備機具、消防用設備等の日常における維持管理
- (2) 災害時における火気使用設備器具等の安全確認とその消火
- (3) その他防火管理者の補佐

(職員の防火責任)

第七条 職員は、常に火災の予防に留意し、火気の手扱いにあたっては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 火気及び電気器具は、備え付けの場所若しくは指定された場所以外で使用してはならない。
- (2) 火気器具を使用したときは、就業時に更に消火を確認して、その始末についての的確に交替勤務者に引継ぐこと
- (3) 電気器具を使用したときは、原則として使用后直ちに電源を遮断することとし、継続して使用するため電源を遮断することができないものは、就業時に必ず交替勤務者に引継ぐこと
- (4) 喫煙は、吸殻入れの備え付け場所で行うこと
- (5) 防火上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに火気取締責任者又は防火管理者若しくは事業所の長(管理者含)に報告をすること
- (6) その他、火気の手扱いについては、火気取締責任者又は防火管理者の指示に従うこと

(非常持出し)

第八条 事業所の(管理者)は、重要物件についてあらかじめ非常持出物として指定するとともに、これを表示させておき、火災が発生したときは、入居者及び利用者(児)の非難を了してから搬出できるよう準備しておかなければならない。

(非常体制)

第九条 昼間において火災等が発生したときの非常体制は、あらかじめ定めるところにより対応することとし入居者及び利用者(児)の避難誘導をすべての対応に優先させなければならない。

2 夜間に火災が発生したときは、直ちに全職員を非常召集することとし、非常召集の連絡体制は、別に定めるところによる。

3 非常召集により出勤した職員は、直ちに第1項に定める職務にあたらなければならない。

(準 用)

第十条 この規定に「防火」若しくは「火災」と示している事項は、火災以外の災害について準用するものとする。

附 則

この規定は、平成23年 4月 1日より施行する。